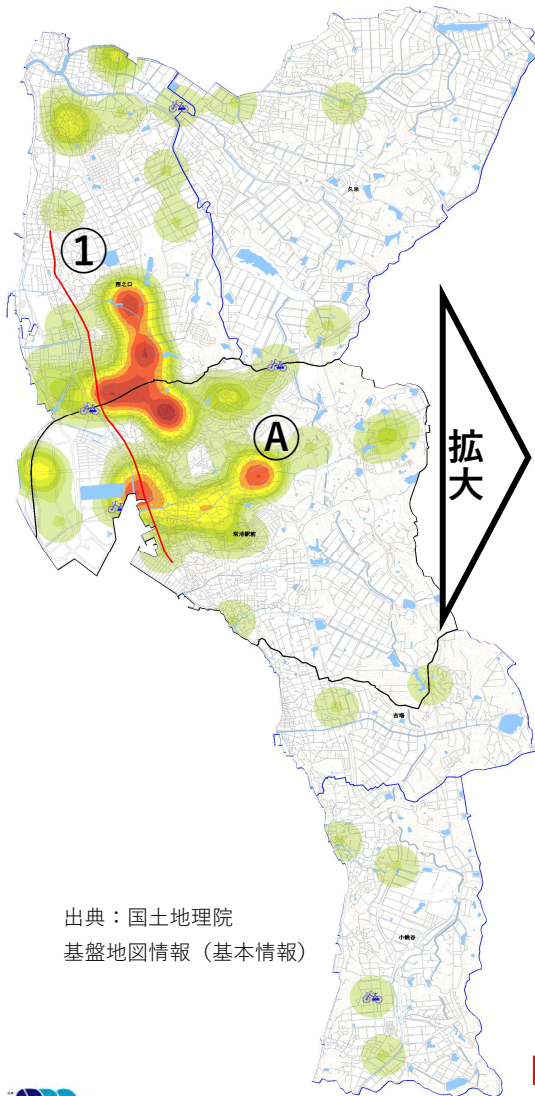


令和7年自転車指導啓発重点地区及び路線

常滑警察署

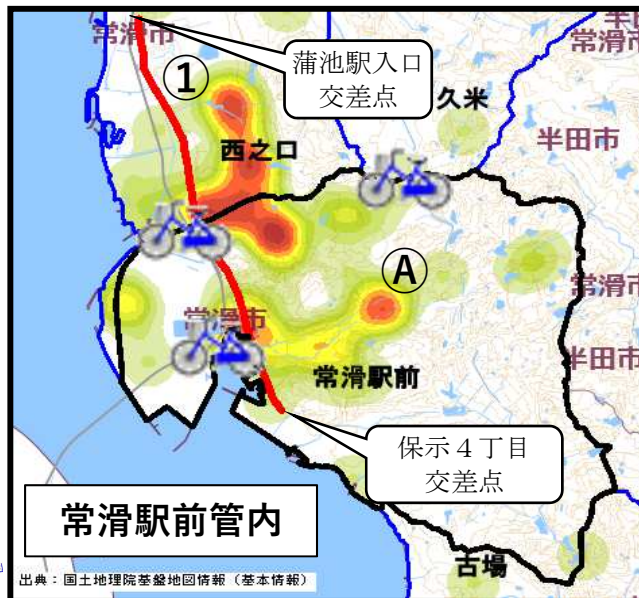


出典：国土地理院
基盤地図情報（基本情報）



この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 車道を逆走する（自転車は左側通行）



凡例

- 自転車事故密度分布
低 高
- 自転車指導啓発重点地区
- 自転車指導啓発重点路線
- 重傷事故発生場所

① 県道大府常滑線		
蒲池駅入口交差点	～ 保示4丁目交差点	4,700 m
選定理由		
市内において自転車の交通量も多く、自転車事故が多発しているため。		

【重点地区】		
常滑駅前交番管内		
選定理由		
常滑駅前交番区内は常滑駅があり、通勤、通学で自転車利用者が非常に多く、自転車の重傷事故も発生しているため。		

自転車事故件数			
区分	常滑警察署 管内		
	R4.1 ～R6.10	重傷事故	死亡事故
自転車関連事故	78	5	0

★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

- 1 歩道は、歩行者優先！
自転車が行き渡る歩道でも、車道寄りや歩道寄り、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。
- 2 ながら運転は危険！
片手運転になったり、周りの危険を見ることができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 3 「止まれ」では確実に一時停止を！
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止をしましょう。